平成27年2月14日 地域相談支援ワークショップin島根

島根大学医学部附属病院

「がん患者・家族サポートセンター」の紹介



島根大学医学部附属病院 がん専門相談員 槇原貴子

国の第2期がん対策推進基本計画(平成24年閣議決定)

島根県がん対策推進計画(平成25~29年度)

全体目標

- 1「がんによる死亡者の減少」
- 2「すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と 療養生活の質の維持向上」
- 3「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」

島根県がん対策推進計画~取る組むべき施策として~

- 1 がん相談支援体制の充実
- 2 がん患者団体等への支援
- 3 がん患者の就労を含めた社会的問題への対応

ピアサポーター

院内外医療スタッフ

島根県

患者サロン

他機関専門職

連携協力

がん相談部会

がん患者・家族サポートセンター

がん相談支援 センター

就労相談会の 実施

ピアサポーター事業の 運営・実施



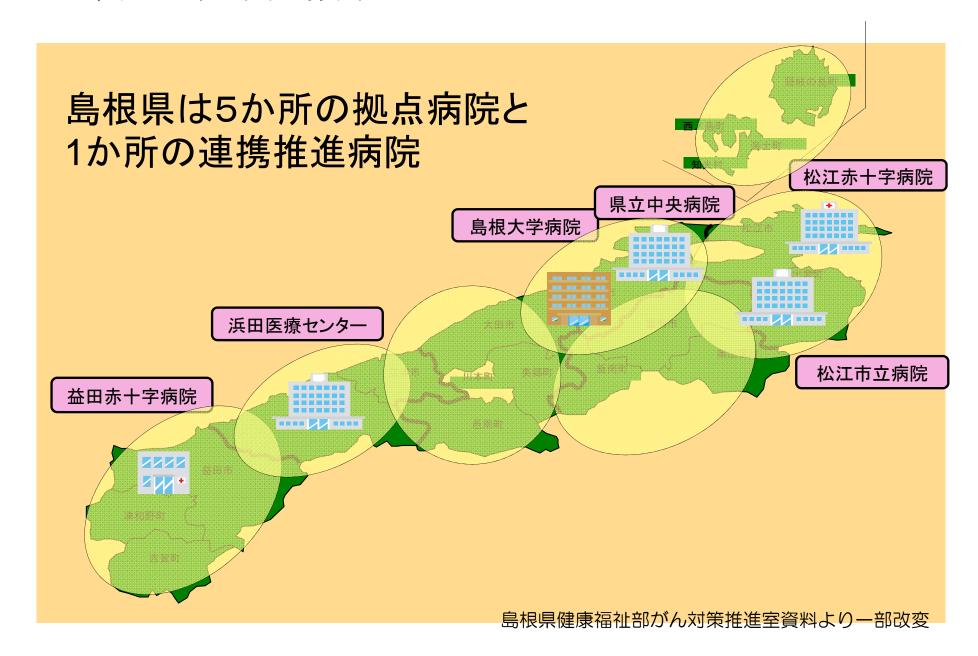
がん相談員等 研修会企画・実施

がん相談支援センター

全国のがん診療連携拠点病院に設置されています。



県内の相談支援ネットワーク



県内の相談支援ネットワーク



島根県健康福祉部がん対策推進室資料より一部改変

がん相談員の役割

『患者とその家族のがんに対する不安や疑問に適切に対応すること』

その人らしい 生活 治療選択。 科学的根拠などに基づく 信頼できる情報提供

療養生活上の心理社会的問題 に対する支援

がん専門相談員

がん相談支援センターの業務

がん診療連携拠点病院の整備に関する指針(平成26年1月10日改訂)

がん患者の療 相談支援に携わ 情報収集 養上の相談 る者への教育・ 情報提供 支援 セカント゛オヒ゜ニオン 広報• 患者活動に 周知活動 対する支援 就労に関す る相談 アスベストに その他の相談 よるがん、 支援に関する ATLに関する こと 医療相談

平成26年度 地域相談支援ワークショップ in 島根

シンポジウム

「就労を支えるためにできること」



1. 経済的問題

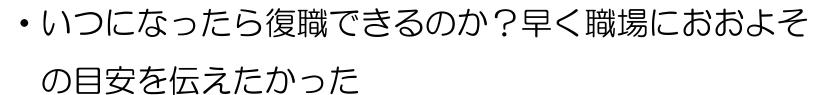
- がん治療のため長期にわたり医療費負担を強いられる
- 入院の必要、化学療法の副作用のため休職せざるを得ない
- ・国保加入者には、傷病手当制度がない
- ・約6割の傷病手当金をもらっても、休業中の社会保険料の支払いも必要。手取りが少ない上に、医療費負担がのしかかる

- 1)告知後
- ・職場には一切伝えたくない。甘えながら仕事をしたくない。 言ったところでどうにもならない。言われる方も辛いだろ うから。
- 仕事は辞めなければならないと思った。



2. 心理的課題

②休職中



- ・人員の補充が行われない事もあり、会社や他職員への 気兼ねから退職を決断した。
- ・他職員への思いから、体調に不安を抱えながらも 「早く復帰したい」と焦りを感じていた
- ・脱毛が有り、ウィッグをつけている状況で人前に 出たくない



- ③復職直前
- 長期休職後、元のように仕事ができるのか
- 体力的に今まで通りの仕事に就くことができるのか
- ・家事と職場の両立できるかどうか



- ④復職後の不安
- ・本当は体力的にきついと思っても、仕事中に休むことは したくなかった
- 短時間労働など職場からの配慮に対し、甘えている事への辛さや、他職員に対し後ろめたさを感じる
- 受診の度に休みをもらう事に対する心苦しさがある



- ⑤退職した場合の不安
- むなしさが有り、「何かしたい」「働きたい」 「役に立ちたい」と言う思いが強い
- 「自分の存在意義」について考えてしまった
- ・家族の扶養に入るのが辛い
- 相談できる人がいなかった
- ⑥家族より
- 何もせずに家にいる姿をみるのがつらい



3. 社会的課題

- 再就職したばかりで、就業規則における休職期間が短い
- ・正規職員と非正規職員の対応の違い (正規職員から非正規職員へ変わる場合も)
- 短時間労働ができる制度がなかった
- ・臨時職員には人員補充の規則がないと言われ退職へ
- ・ハローワークで病気を伝えた方が良いのか、伝えたらどうなるのか不安

- 4. 支えとなったこと
 - 会社側から、休み方の制度の助言がもらえた
 - ・残っていた有給休暇で、休職前も時間短縮での就労ができた
 - 勤務先に病状の理解をしてもらえた
 - 自宅に持って帰って仕事をすることができた。自宅での 仕事に家族のサポートが得られた。
 - 仕事をする事により、病気のことを考えない時間が持てた



平成26年度 地域相談支援ワークショップ in 島根

シンポジウム

「就労を支えるためにできること」

がん患者・家族サポートセンターでの 就労相談会の取り組み

社会保険労務士による 就労相談会の取り組み

H26年度

第1回 8月26日(木)

第2回 10月29日(水)

第3回 12月16日(火)

第4回 2月20日(金)

当院以外の患者さんにも ご利用いただけます。



社会保険労務士による 就労相談会

会社から退職 を勧められた







傷病手当金の

家計を支える





通院しながら 働きたい

就労中にがんと診断された患者さんの多くが、治療による通院や体調の変化により 働くことに関してさまざまな悩みを抱えているのではないでしょうか? そうしたがん患者さんのために、就労相談会を開催いたします。

開催日: 平成27年2月20日(金)

時間: 14:00~16:00

場 所: 島根大学医学部附属病院 外来中央診療棟 3階

「ほっとサロン」(外来化学療法室前)

★ 相談を希望される方は、「がん患者・家族サポートセンター」相談員に まずはご連絡〈Tel (0853)20-2545〉 ください。

社会保険労務士とは

「病気を抱えながらの労働」に不安がある際、 働き方の提案・適切な相談窓□の提示等、人 事労務管理や社会保険に関する専門職です。 労働者の福祉の向上を役割としています。

お問い合わせ先

島根大学医学部附属病院 がん患者・家族サポートセンター 電話 (0853) 20-2545

(※就職あっせんのための相談会ではありません。)

社会保険労務士による

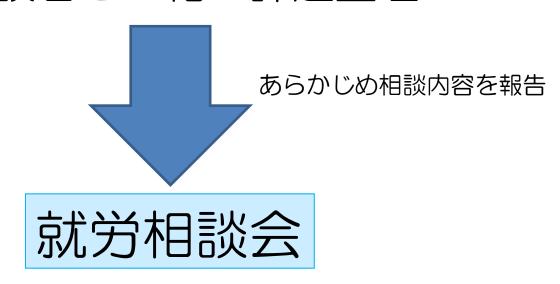
就労相談会の取り組み

ねらい:がん相談員による面談により課題整理を行う。

がん患者さんは、就業規則や社会保険に関する制度の観点から社会保険労務士からの助言を受けることにより、就労に関する不安・気がかりの軽減ができる。

がん専門相談員との面談

- 話を聴く
- 相談者と一緒に課題整理



社会保険労務士による

就労相談会の取り組み

H26年3月~H26年12月

相談会実施回数:4回

相談者数:7名

課題:相談者数が少ない

対応内容

- 会社関係者への病気の伝え方についての助言
- ・求職する際、社会保険の有無に関する助言
- ・就業規則の確認、労使関係についての助言
- ・住宅ローンに対し、約款の確認を助言
- 就学資金免除申請の助言
- 配慮をしてもらえない職場の問題に対し、相談窓口の提示
- 年末調整、確定申告に対する助言
- 傷病手当金と失業給付の関係についての説明

平成26年度 地域相談支援ワークショップ in 島根

シンポジウム

「就労を支えるためにできること」

国民宿舎さんべ荘の職場

梶谷さんの勤務先紹介 隠岐医療圏 隠岐の島町 隠岐病院 出雲医療圏 松江市 松江医療圏 出雲総合 松江日赤 松江記念 松江医療 斐川町 松江生協 松江市立 徳洲会 島大附属 出雲市民 出雲市 安来市立 雲南市立 三瓶山 安来市 安来第一 大田医療圏 平成記念 日立記念 大田市立 町立奥出雲 飯南町立 浜田医療圏 奥出雲町 江津総合 大田市 飯南町 美郷町 江津市 加藤病院 浜田医療C 邑智病院 浜田市 邑南町 益田医療圏 雲南医療圏 益田医師会 益田日赤 益田市 津和野町 津和野共存 吉賀町 六日市病院



春





秋



国民宿舎「さんべ荘」







一緒に働くみなさん





㈱さんべ開発公社 国民宿舎さんべ荘

企業としての従業員への思い



- 1. 安心して働ける職場と思っていただけることで雇用の安定につながる
- 2. 新人を教育するより、仮に1年待ってでもベテランを失うことの方が企業にとってマイナスが大きい
- 3. 人の優しさを感じることで、お客さまに対しても、家族や大切な 人に接するような同様な対応が出来る人材が育つ

㈱さんべ開発公社

国民宿舎さんべ荘



企業としての従業員への思い

大切なのは

1番:従業員

2番:制服の違う従業員(取引業者の皆さん)

3番:お客さま

4番:地域の人

5番:株主

もちろん.... 従業員にとっては、 1番も2番も、お客さま

柔軟で働きやすい雇用条件の設定が必要

平成26年度 地域相談支援ワークショップ in 島根

シンポジウム

「就労を支えるためにできること」